


植物検疫措置に関する国際基準 (ISPM)案



国際貿易における栽培用植物 に関する栽培用資材の移動

農林水産省

MAFF

Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries



栽培用資材とは？

Growing medium

植物の地下部が生育しているか又は生育の目的のために使われるあらゆる資材

栽培用資材



ミズゴケ



腐葉



ピートモス



リブミン



つばき
油粕



樹皮



バーミキュ
ライト



ヤシガラ
ピート



基準を作成する背景

栽培用資材は、有害動植物の侵入リスクが高い経路である。

しかし、栽培用資材、特に土の移動を完全に防ぐのは難しい。

このため、栽培用資材の移動による有害動植物の侵入及びまん延を最小化するためのガイドラインが必要となった。



これまでの経緯

- 2005年4月 IPPC総会でISPM の策定が決定。
- 2010年6月 専門作業部会 (EWG)で原案作成。
- 2013年5月 基準委員会 (SC)で各国協議案として承認。



本基準の構成

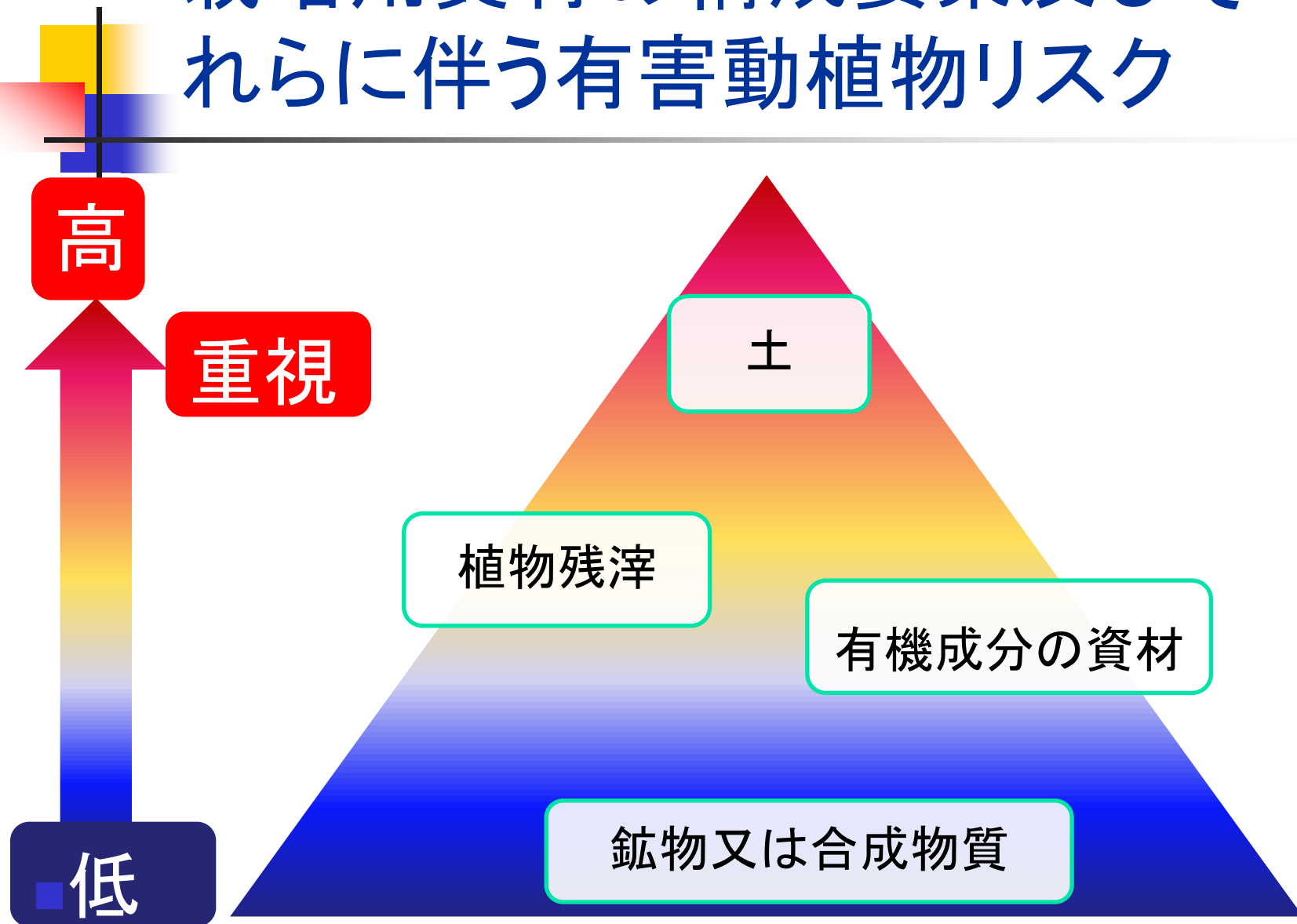
- 1 有害動植物リスクアナリシス
- 2 栽培用資材の構成要素及びそれらに伴う有害動植物リスク
- 3 栽培用資材の生産及び使用前の処理
- 4 栽培用植物のために使用される栽培用資材の有害動植物リスクに影響を与える要素
- 5 有害動植物リスク管理オプション



本基準案の付属書、付録の構成

- ・付属書1a 栽培用資材の様々な構成要素に関連する有害動植物リスク
- ・付属書1b 有害動植物リスクが低いと考えられる植物に係る栽培用資材
- ・付録1 国際貿易における栽培用植物の種類及びそれらと共に通常使用される栽培用資材
- ・付録2 栽培用植物に付着して移動する栽培用資材に関して重要になり得る有害動植物表示リスト

栽培用資材の構成要素及びそれらに伴う有害動植物リスク



栽培用資材の生産及び 使用前の処理



生産前

生産

貯蔵

維持

植物・土壌
への暴露

蒸気殺菌

くん蒸

熱処理

滅菌

薬品処理

トレーサビリティ可能な
管理システム

栽培用植物のために使用される栽培用資材が有害動植物リスクに影響を与える要素

生産過程の汚染を考慮

有害動植物に汚染されていない

栽培用資材

栽培用植物

水

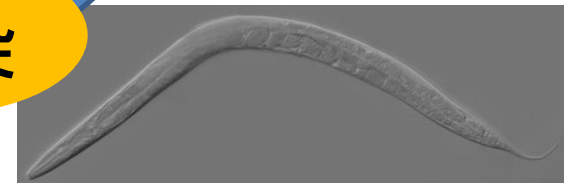


バーミキュライト

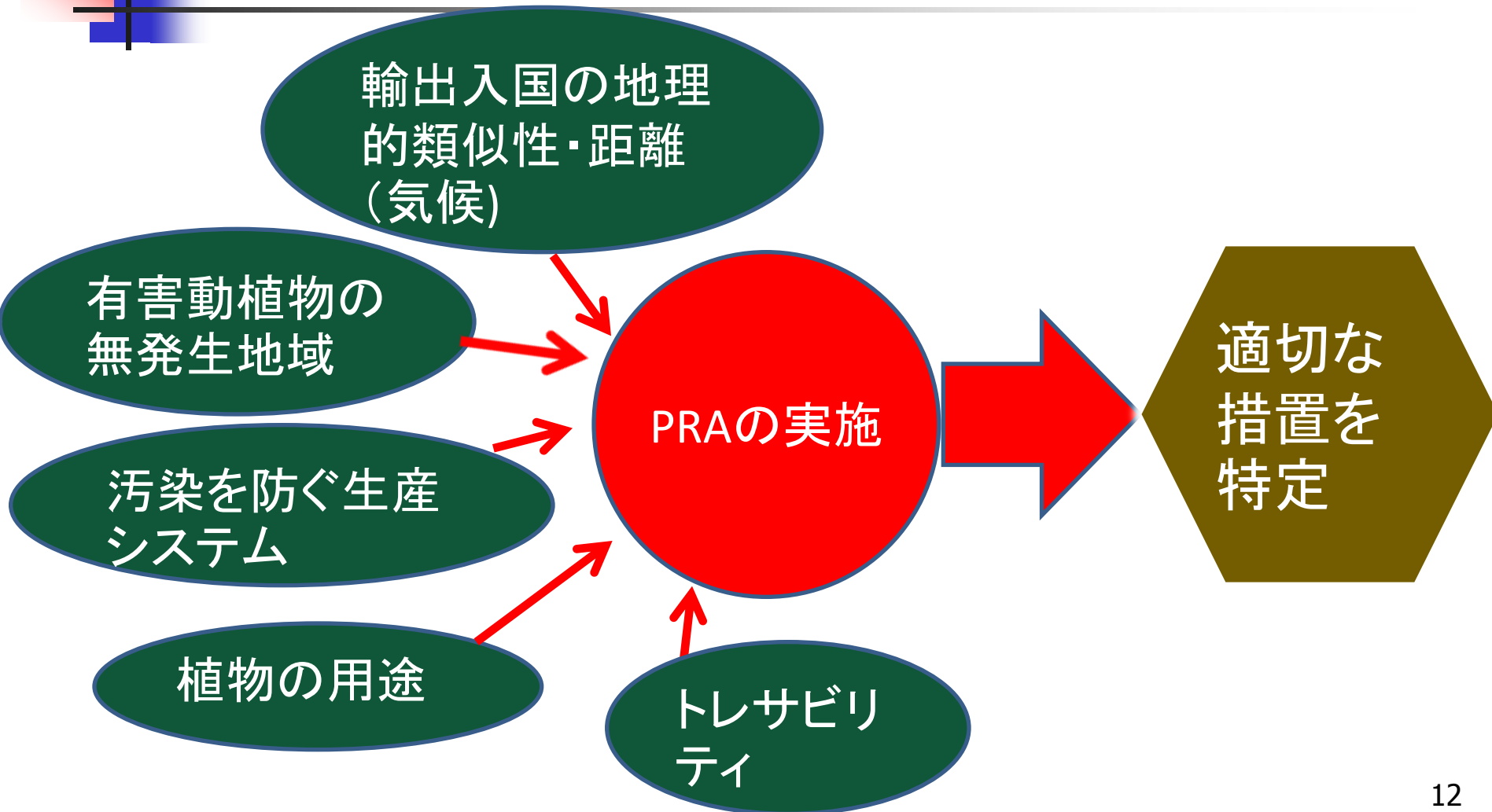
汚染



汚染



栽培用植物のために使用される栽培用資材の有害動植物リスクに影響を与える要素



有害動植物リスク管理オプション

措置

- 栽培用資材に伴う有害動植物の移動を阻止または制限する措置

検査

- 輸出入国時の有害動植物の存在、規定の遵守を確認

隔離

- 有害動植物の知識が不十分、輸出国の措置が不備

禁止

- 土、措置が適用不可能な場合



検討の視点

- 付属書1a、1b、付録は、各国のリスク評価に使用されるが、追加すべき項目及び内容はないか？
- 我が国における輸出入検疫に影響を及ぼすか？